ご利用ください

住宅リフォーム補助金制度

問合せ: 農政産業課 農政産業グループ **☎** 299-1760

町内業者(カインズ、デンキチなどを除く)が行う、 20万円以上のリフォーム工事に対して、費用の一部 を補助します。

●一般世帯(子育て世帯以外)

【対象】下記①~③全てに該当する方

- ①町内に住民登録をしている方
- ②リフォームする住宅に居住・生活している方
- ③町税を滞納していない方

【補助額】工事費の5%(上限10万円)

●子育て世帯

【対象】下記①~②全てに該当する方

- ①一般世帯の条件を満たしている方
- ②世帯に18歳未満の子どもがいる方

【補助額】工事費の10%(上限20万円)

悩

悩んだときは抱え込まずにご相談を

4月は若年層の性暴力被害予防月間です

問合せ:総務課 庶務・人権グループ **☎** 299-1753

4月は進学や就職など、生活環境が変わるため、性 犯罪や性暴力の被害に遭いやすくなります。

性犯罪や性暴力の被害に困ったり悩んだりしている ときは、下記の相談先をご利用ください。

●性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

最寄りのワンストップ支援センターにつながります。 # 8891 (はやくワンストップ)

●性犯罪被害相談電話(警察)

発信場所を管轄する都道府県警察につながります。 # 8103 (ハートさん)

●性暴力に関する SNS 相談「Cure time」

年齢、性別、セクシュアリティを問わず、 匿名で相談を受け付けます。



4月から手当額が引き上げられます **児童扶養手当・特別児童扶養手当**

問合せ:子育て支援課 子育て支援グループ **☎** 299-1765

●児童扶養手当

【対象】下記に該当する、満18歳の年度末(一定の障がいがある場合は20歳未満)までの児童を養育している方※所得制限あり

- ・父母が離婚した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母に一定の障がいがある児童など

【支給月】奇数月に2か月分ずつ支給

【手当額(月額)】所得によって異なります。

変更前

全部支給: 44,140円

一部支給:10,410円~44,130円



変更後

全部支給: 45,500円

(4月以後) 一部支給:10,740円~45,490円

●特別児童扶養手当

【対象】精神または身体に障がいのある 20 歳未満の児 童を家庭で養育している方※所得制限あり

【支給月】4、8、11月に4か月分ずつ支給

【手当額(月額)】障がいの状態によって異なります。

変更前

1級(重度):53,700円 2級(中度):35,760円



変更後

1級(重度):55,350円 2級(中度):36,860円

(4月以後

かわべえ・かわみん LINE スタンプ販売中



絶賛販売中です。LINE スタン プショップで「川島町」と検索 してください。

【問合せ】政策推進課 秘書室 ☎ 299-1751